

だい き
第6期

しな がわ く しょう がい ふく し けい かく
品川区障害福祉計画

だい き
第2期

しな がわ く しょう がい じ ふく し けい かく
品川区障害児福祉計画

れい わ ねん ど ねん ど ねい わ ねん ど ねん ど
令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

がい よう ばん
概要版

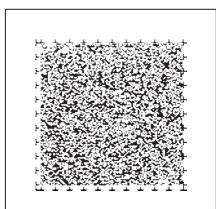


しながわ観光大使
cinnamoroll
©2021 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL No. L621608

さっし おんせい ユニ ヴォイス いんさつ
この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
せんよう とう よと おんせい ないよう かくにん
専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。

れい わ ねん ど がつ
令和3年7月

 Shinagawa City
品川区



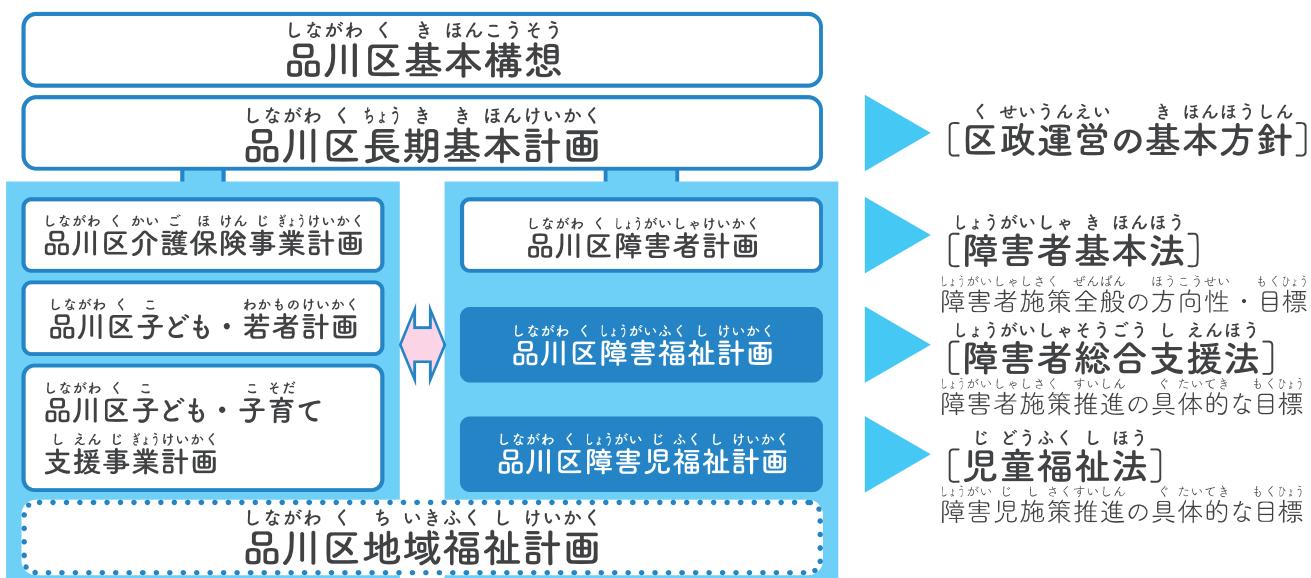
けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

しながわく すべて ひと げんき かつやく つづ
品川区では、全ての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる社会
づくりを推進するとともに、人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、性別・
年齢・障害の有無等に関わらず、一人ひとりが尊重され、誰もが参画・活躍できる豊
かな地域社会を目指しています。

しうがいしゃ し さく しうがいしゃ き ほんほう もと
障害者施策については、障害者基本法に基づく「品川区障害者計画」を平成27年
に策定し、平成29年には障害福祉サービス等の見込量や確保のための方策を定める
「品川区障害福祉計画」「品川区障害児福祉計画」を策定しました。

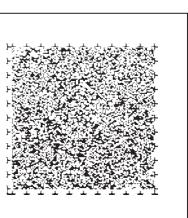
ほんけいから ぜんけいから とく し さく ひょうか けんしょう おこな こんご じゅうてんてき
本計画は、前計画で取り組んできた施策の評価および検証を行い、今後、重点的
に取り組むべき課題を明確にし、障害者施策を総合的かつ計画的に展開していくこと
を目的として策定したものです。

けいかく いち 計画の位置づけ

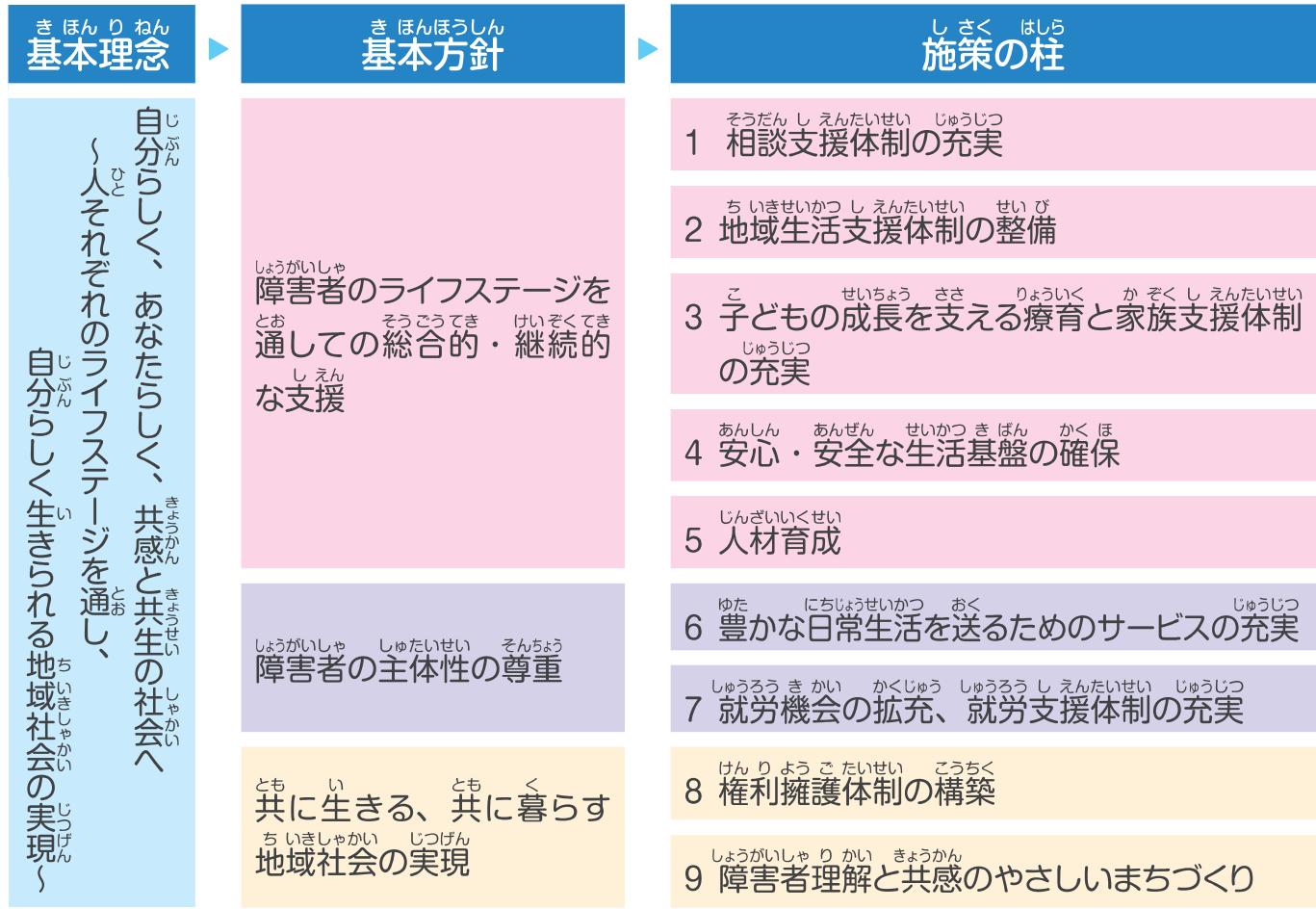


けいかく きかん 計画期間

だい き しいうがいふく し けいかく だい き しいうがい じ ふく し けいかく くに さだ き ほん し しん もと
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、国が定める基本指針に基づき、
れい わ ねん ど れい わ ねん ど ねん かん けいかく き かん
令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



しながわく しょうがいしゃけいかく し さくたいけい 品川区障害者計画の施策体系



今期の主要テーマと取り組みの方向性

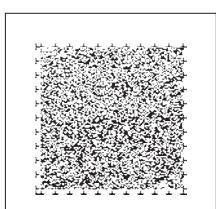
※掲載の施策内容は、障害福祉計画・障害児福祉計画の中から抜粋しています。

主要テーマ1：安心して暮らせる地域生活の支援

取り組みの方向性 地域生活支援拠点等の整備

拠点機能の充実

① しょうがいしゃ こうれい か じゅうどか おや な あと みす か だい おう きのう
障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じて、どのような機能を
てい どそな ち いきせいかつ し えんきよてん すがた ち いきせいかつ し
どの程度備えるべきかについて、地域生活支援拠点としてのあるべき姿を「地域生活支
えんきよてんけんどうかい けんどう ひつよう きのう じゅうじつ はか
援拠点検討会」において検討し、必要な機能の充実を図ります。
ち いきせいかつ し えんきよてん しょうがいふくし じ ぎょうしょ れんらくかい つう じょうほうきょう
地域生活支援拠点においては、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共
ゆう おこな れんけいきょう か ち いきせいかつ し えんきよてんどう きのう じゅうじつ はか
有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。



重症心身障害者・医療的ケアに対する支援の充実

②

重症心身障害者・医療的ケアが必要な方に対応できるよう、既存の施設や整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。

心身障害者福祉会館を改修して、医療的ケアを必要とする障害者の受け入れを開始します。また、「インクルーシブひろば」で、医療的ケア児とその保護者が集まる交流の場を整備し、地域の子どもとの交流や医療的相談等の支援の充実を図ります。

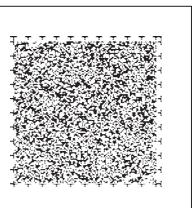
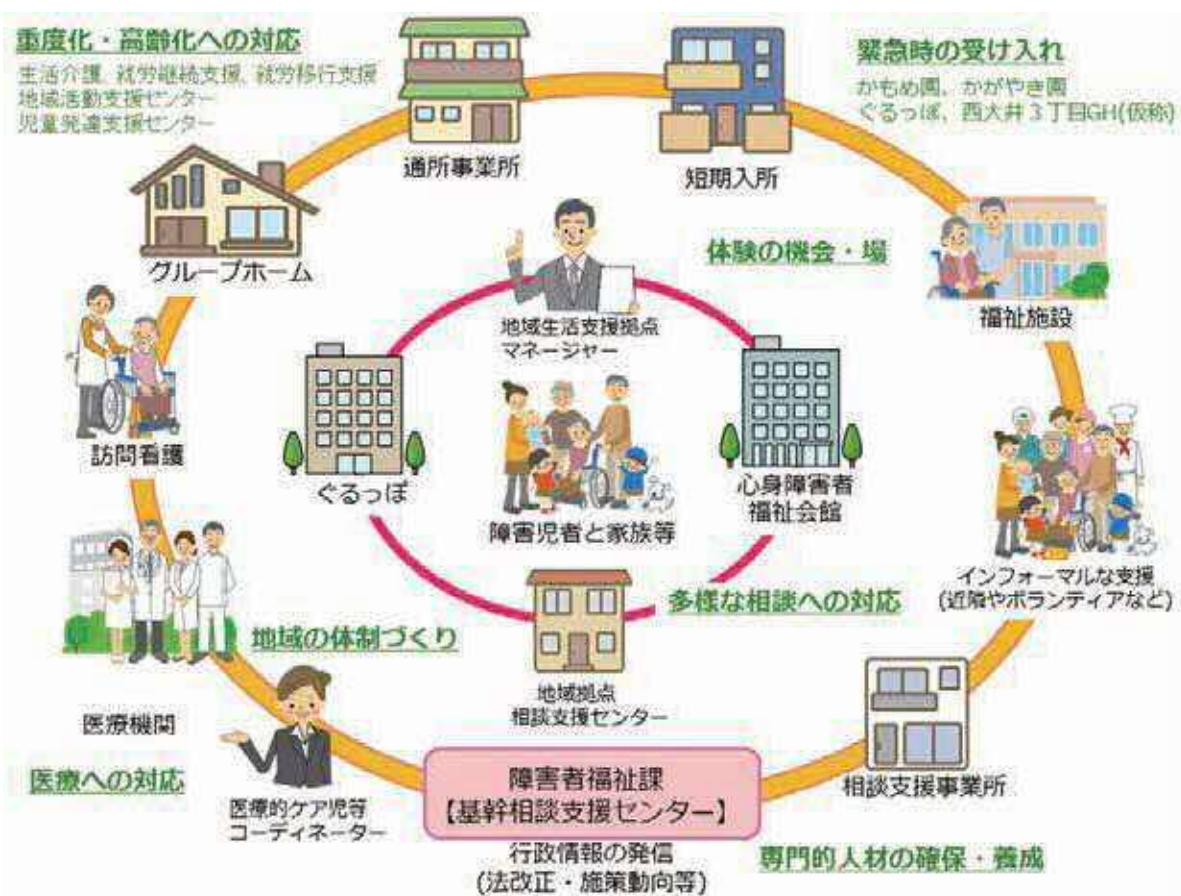
事業所整備の促進

③

障害者の生活の場を選択する機会を確保するため、地域移行支援のサービス提供する相談支援事業所の開設や訪問系サービスの拡充を促進します。

区内にある事業所に対し、自立生活援助、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援を展開するよう働きかけるとともに、新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の確保を図ります。

品川区における地域生活支援拠点等のイメージ



取り組みの方向性 ➡ 包括的な相談支援の充実

相談支援体制の強化

障害者福祉に関する全ての支援員が意思決定支援ガイドラインに基づき、障害者の意思決定支援に配慮した相談支援を実施します。

基幹相談支援センター、地域拠点相談支援センター、相談支援事業所等の重層的な仕組みを活かした包括的な相談支援体制を構築し、専門的な指導・助言および人材育成など各種機能のさらなる強化・充実を図ります。

介護保険制度への移行等、高齢障害者とその家族が抱える課題に対応するため、在宅介護支援センターに相談支援事業所を併設し、高齢障害者とその家族の相談支援を充実します。発達障害に特化した地域拠点相談支援センターを設置し、発達障害に関する相談体制の充実を図ります。

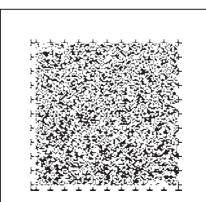
必要な人が成年後見制度を含めた各種制度につながり、本人らしい生活を送れるよう、福祉関係者等が意思決定支援の下での本人への支援を行います。

保健・医療・福祉との連携

重症心身障害児者や医療的ケアが必要な方の地域生活を支えるため、医療的ケア児等コーディネーターが病院や訪問看護ステーション等と連携し、支援の充実を図ります。精神障害者が地域で安定して暮らし続けることができるよう、「品川区精神保健福祉地域連絡会」「品川区精神連絡会」等を活用して、保健、医療、福祉の関係機関との連携を図り、精神障害者が抱える生活、療養等の課題の共有を行うなど支援体制の向上に努めます。

「品川区難病対策地域協議会」において、難病患者とその家族への支援体制に関する課題を共有します。関係機関との連携により、難病対策のあり方や体制の整備等について協議を行い、特殊疾病に対する地域の理解を深め、社会生活・療養生活の支援についての検討を進めます。

高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて、必要なサービスを適切に利用できるよう、関係部署およびサービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、相談・情報提供体制を強化します。心身障害者福祉会館に高次脳機能障害専任作業療法士を配置し、本人とその家族に対する相談支援や状態の評価を実施するとともに、医療や訓練、就労の専門機関を紹介するなど、引き続き、支援の充実に取り組みます。



災害対応・感染症対応

災害時の支援について、在宅人工呼吸器使用者をはじめ、障害者の災害時個別支援計画を作成します。人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等について、個々の事情を考慮した支援方法や避難方法を防災関係機関と連携して検討を進めます。

③ 福祉避難所のあり方について、障害者やその家族、事業者の意見を聞きながら、「福祉部災害時対応等検討委員会」で検討していきます。また、福祉避難所の防災備品を拡充し、災害時に備えます。

新型コロナウイルス感染症に伴う対応として、事業所へのマスク・消毒液等の衛生用品の配布、障害福祉サービス業務継続支援金交付、職員へのPCR検査等を実施してきましたが、日々変化する状況に柔軟に対応できるよう、対策を引き続き講じてきます。

取り組みの方向性 ➤ 人材の確保・育成

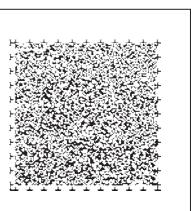
人材の確保・育成

障害福祉サービス等事業所における障害児者の受け入れ拡充を図るため、東京都の研修への参加を促し、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケア等に対応できる専門的人材の育成を図ります。

品川介護福祉専門学校の福祉力レッジでは、障害児、障害者と対象別の研修に加え、障害児から障害者への支援を学ぶ研修を企画し、切れ目のない支援を提供するスキルの向上を目指します。

移動支援従業者や同行援護従事者養成研修等の実施により、人材の確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉へ関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす方策を検討します。

利用者ニーズに即したサービス提供ができるよう、地域の課題や社会資源の把握にとどまらず、障害福祉サービス等の社会資源の改善や開発を行える相談支援専門員を育成するため、「品川区地域自立支援協議会」の場を活用します。



主要テーマ2：包括的な障害児支援の充実

取り組みの方向性 ➡ 障害児支援の充実

早期発見・早期支援

児童発達支援センター「品川児童学園」において、子ども発達相談室の初回相談までの待機時間の短縮やその後のフォローワー体制を充実するなど、障害児の健やかな育成のため、早期支援につなげます。

発達段階やライフステージに応じて適切な支援を行えるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築に向け、検討・推進します。

発達障害のある子どもについて、「品川児童学園」が療育支援拠点として、「発達障害・思春期サポート事業」や民間の児童発達支援事業や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等と連携をし、区内の支援体制を充実します。

保護者への支援

身近な地域において、気軽に子どもの発達に関する相談を受けることができるよう、子ども発達相談室の機能や、相談支援事業所の充実を図ります。

保護者が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者およびその家族に対する支援の充実を図ります。

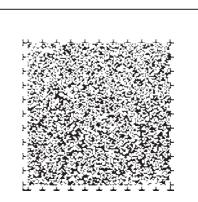
障害児を介護している保護者の就労を支える預かりや一時的休憩のための「日中一時支援」や一時に居宅において、介護できなくなった際に「短期入所」を活用し、保護者支援の充実を図ります。

品川児童学園や「インクルーシブひろば」で、保護者が障害について理解をしたり、支援について学んだり、同じ悩みを持つ保護者同士が交流できる機会の提供ができるよう支援を進めます。

療育支援体制の整備

児童発達支援センター「品川児童学園」を療育支援拠点とし、相談機能の強化、療育支援の充実、保護者支援などを継続して取り組みます。

障害児通所支援を増設し、療育支援の充実を図ります。また、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などに対して、品川児童学園と連携して研修を実施し、情報共有や助言を行うことで、障害児支援事業所の支援内容の向上を図ります。



重症心身障害児・医療的ケア児支援等の充実

「品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」の開催や医療的ケア児等コーディネーターの配置など、重症心身障害児・医療的ケア児への包括的な支援体制の構築を進めます。

重症心身障害児・医療的ケア児の家族が抱える生活や医療に関する不安や悩みを解消するため、「インクルーシブひろば」で看護師による相談業務を実施するなど、医療的ケア児とその保護者への地域生活支援を促進します。

日常的に外出が困難な重症心身障害児・医療的ケア児が、自宅で療育を受けられるよう居宅訪問型児童発達支援の提供体制を区内で確保します。

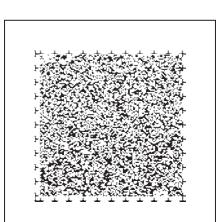
医療的ケア児の保育園での受け入れについては、医療的ケアを実施するための研修の受講機会を増やすなど、知識、技術等の習得に努めており、今後も児童の状況に応じた適切な受け入れ体制や緊急時の対応等を個別に検討します。

医療的ケア児の入学については、主に就学相談を通し、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校等と相談しながら進めます。なお、令和3年度より、必要な看護師の配置を実施します。

障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）

保育園、幼稚園、小学校および特別支援学校やすまいるスクール（全児童放課後等対策事業）と連携して支援する体制を構築し、保育所等訪問支援を活用することで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

発達に支援が必要な子どもとその家族が差別や偏見、不平等、不利益を受けないよう広報やホームページを活用して、区民に対して障害に関する情報発信や啓発を行い、障害や合理的配慮の理解を促します。



しゅよう しゃかいさん か そくしん 主要テーマ3：社会参加の促進

とくく ほうこうせい たよう しゅうろう しえん 取り組みの方向性 ➡ 多様な就労支援

しゅうろう しえん じゅうじつ 就労支援の充実

しゅうろう しえん にな て しゅうろう い こ う し えん じ きょうしあとう ゆう ち はか せんもんせい こ うじょう とくく
就労支援の担い手である就労移行支援事業者等の誘致を図り、専門性の向上に取り組むとともに、ハローワークや東京障害者職業センターによる技術的・専門的な助言や援助を活用し、障害者が就労に向けて、適切な支援が受けられるよう取り組みます。

か つ よ う し お う が い し ゃ し ゅう ろ う む て き せ つ し え ン う とくく
障害者が就労後も安定して働き続けられるよう、品川区障害者就労支援センター「げんき品川」における職場定着支援を継続するとともに、相談支援機関や障害福祉サービス事業者、民間企業と連携して、生活面からの一体的な支援を進めます。

し な が わ し ょ く ば て い ち く し え ン け い ぞ く そ う だ ん し え ン ま か か し し お う が い ふ く し
就労継続支援事業所における製品の開発や品質向上、販路の拡大、アンテナショップでの販売の促進、障害者の工賃向上や事業所の安定運営をめざした支援策について、「品川区地域自立支援協議会就労支援部会」で検討し、推進していきます。

き きょう は た ら 企業への働きかけ

き きょう た い く に し お う が い し ゃ こ う し さ く き き う し え ン と う か つ よ う そ く し ん し お う が い と く せ い ほ ん
企業に対して、国の障害者雇用施策や企業支援等の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労等の多様な雇用形態の導入などを働きかけていきます。

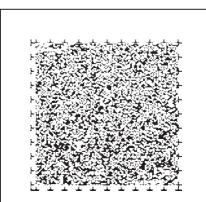
し な が わ し ゅう ろ う い こ う し え ン じ き う し ゃ つ う き ぎ う
品川区障害者就労支援センター「げんき品川」や就労移行支援事業者を通じて、企業に対して、障害者の受け入れに関する相談や、職場での障害者理解の促進を働きかけ、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。

とくく ほうこうせい ➡ コミュニケーション支援・外出支援等の充実

い し そ つ う し え ン じ ゅう じ つ 意思疎通支援の充実

や く だ じ ょ う ほ う き き し お う か い か つ よ う ほ う こ う ざ ち ゅう と し お う が い し ゃ
コミュニケーションに役立つ情報機器やソフトなどの紹介・活用法の講座、中途障害者を対象にした点字講座や手話講座等を開催し、障害者がさまざまな情報媒体を活用して、コミュニケーションを保障できるように支援を進めます。

と う き う と う か ん け い き か ん れ ん け い し ゅ わ つ う や く し ゃ よ う や く ひ つ き し ゃ よ う せ い か く ほ え ン か つ は け い ふ
東京都等の関係機関と連携して、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保と円滑な派遣に努めます。また、手話が言語であることの理解の促進、障害特性に応じた意思疎通手段が選択できるよう、手話言語条例の制定に向けて具体的に進めます。



外出支援

② 移動支援従業者や同行援護従事者養成研修等の実施により、福祉人材の確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉へ関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす方策を検討します。

だれもが安心・安全に外出できるように区有施設や公園等への「だれでもトイレ」の設置やバリアフリー化、歩道や公共施設等のバリアフリー化、音響式信号の設置等の推進を図ります。

取り組みの方向性 ➤ スポーツ・文化芸術活動の推進

スポーツの推進

① 障害者の特性に柔軟に対応し、どのような種別や程度であっても、参加しやすいように機会の充実に取り組みます。

区立スポーツ施設や学校施設の開放により、地域の身近な場所で障害者が定期的にスポーツに取り組める機会の充実を図ります。

文化・芸術活動の振興

② 障害者の芸術活動を支援するために、創作の場や展示の場の充実、作品展や発表会等のイベント開催等を推進します。

障害者が文化芸術活動を通じて、子どもや高齢者、幅広い活動分野の人たちとともに文化芸術活動を行い、交流機会の創出を支援することで、社会参加の推進や障害者理解の促進を図ります。

主要テーマ4：地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

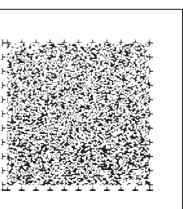
取り組みの方向性 ➤ 心のバリアフリーの推進

障害者差別解消法の取り組みの推進と障害者理解の促進

① 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するための取り組みを推進します。

障害者差別解消支援地域協議会を活用し、地域における障害者差別解消と障害者理解促進の取り組みを進めます。

「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」において、障害者に対する虐待等の早期発見やその被害者の適切な保護や支援を図るとともに、関係機関の連携を強化し虐待のない地域社会を目指します。



地域交流の推進

②

障害者団体やボランティア団体、社会福祉協議会等の協力のもとで「ふくしまつり」や「障害児（者）と家族のレクリエーション大会」を障害者が参加する実行委員会形式で開催し、地域住民と交流して障害者理解の促進を図ります。

区内の障害者施設で、地域住民に対して障害者イベントへの招待、施設の地域開放を行い、地域交流と障害者理解の促進を図ります。

地域生活等への移行の推進

③

不足する障害者グループホームなどの障害福祉サービス等事業所の整備を進めるとともに、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行を図り、障害者が地域で生活をする支援を行っていきます。

精神科病院に入院中の精神障害者等の地域生活への移行を図るとともに、安定した生活ができるよう、多職種支援によるメンタルチームサポート事業を継続するなど、保健、医療、福祉の関係者による地域の支援体制を強化し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

ユニバーサルデザイン、おたがいさま運動の普及啓発

④

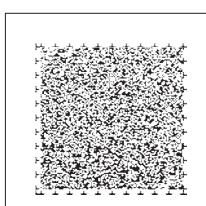
ユニバーサルデザインの考え方を基にした「おたがいさま運動」を周知し、理解促進を図るため、引き続き、区民、区立学校児童等を対象にした研修等をより一層充実させていきます。

取り組みの方向性 教育のインクルージョンの推進

①

学校における交流および共同学習の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指します。

区立学校において、障害のある子どもが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら、充実した時間を過ごせるよう、合理的配慮の提供や、多様な学びの場（特別支援学級固定級【知的、自閉症・情緒、病弱】、通級指導学級【言語、難聴】、特別支援教室）を多様な個性を持つ子どもたちがお互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えます。



計画における区の成果目標

目標1：施設入所者の地域生活への移行

目標項目	現状 (R元年度末)	目標
【令和5年度末までの地域生活移行者数】 目標：令和元年度末時点における入所者数の2%以上が地域移行	271人	10人
【令和5年度末時点における施設入所者数】 目標：令和元年度末時点の入所者数を超えない	271人	271人

目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行い、支援体制の整備を進めるため、現在の「品川区精神保健福祉地域連絡会」等を活用し、協議の場を開催します。

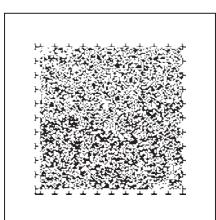
目標3：地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点のための主な機能である「相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」の機能の充実を図っていきます。なお、年一回以上、運用状況の検証および検討を実施します。

目標4：福祉施設から一般就労への移行等

目標項目	現状 (R元年度末)	目標
【福祉施設から一般就労への移行者数※】 目標：令和元年度の就労移行者数の1.27倍以上	99人	126人
【就労移行支援事業から一般就労への移行者数】 目標：令和元年度の就労移行者数の1.3倍以上	69人	90人
【就労継続支援A型から一般就労への移行者数】 目標：令和元年度の一般就労移行者数の概ね1.26倍以上	0人	1人
【就労継続支援B型から一般就労への移行者数】 目標：令和元年度の一般就労移行者数の概ね1.23倍以上	0人	1人
【一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用割合】 目標：令和5年度の一般就労移行者数の7割	—	7割
【就労定着支援事業による就労定着率】 目標：令和5年度の就労定着率8割以上となる事業者割合を全体の7割以上	—	7割以上

* 品川区障害者就労支援センター「げんき品川」の就労支援事業も含む目標値



もくひょう しょうがい じ し えん ていきょうたいせい せい び とう
目標5：障害児支援の提供体制の整備等

もくひょうこうもく 目標項目	げんじょう 現状 (R元年度末)	もくひょう 目標
れいわねんどまつ じどうはったしえん くないすく しょいじょうせつち 令和5年度末までに、児童発達支援センターを区内に少なくとも1か所以上設置	しょ 1か所	しょ 2か所
れいわねんどまつ ほいくしょとうほうもんしえんりょう たいせいこうちく 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	じっし 実施	じゅうじつ 充実
れいわねんどまつ おもじゅうしょしんしんじょうがいじしえん 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業 所を区内に1か所以上確保	じどうはったしえん 児童発達支援 ほうかごとう 放課後等デイサービス	しょ 1か所 しょ 2か所 しょ 3か所
れいわねんどまつ いりょうてきじかんけいきかんきょうぎばせっち 令和5年度末までに、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置 れいわねんどまつ いりょうてきじとうかんはいち 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	せつちずみ 設置済 はいちなし 配置:無	かいねん 1回/年 かいねん 配置:3人

もくひょう そだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう
目標6：相談支援体制の充実・強化等

もくひょうこうもく 目標項目	げんじょう 現状 (R元年度末)	もくひょう 目標
しょうがいしゅべつかくしゅたいおうそうごうてきせんもんてきそだんしえんじっし 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	じっし 実施	じゅうじつ 充実
ちいきそだんしえんじぎょうしゃたいほうもんとうせんもんてきしどうじょげんじっし 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施	じっし 実施	じゅうじつ 充実
そだんしえんじぎょうしゃじんざいいくせいしえんじっしふくしけんしゅうかいすう 相談支援事業者的人材育成の支援の実施（福祉カレッジでの研修回数）	かいねん 8回/年	かいねん 8回/年
ちいきそだんきかんれんけいきょうかとりくみじっしそだんしえんじぎょうしょわんらくかいかいさいすう 地域の相談機関との連携強化の取組の実施（相談支援事業所連絡会の開催数）	かいねん 6回/年	かいねん 6回/年

もくひょう しょうがいふくしとうしつこうじょとくくかかわたいせいこうちく
目標7：障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

もくひょうこうもく 目標項目	げんじょう 現状 (R元年度末)	もくひょう 目標
しょうがいふくしとうかかわかくしゅけんしゅうかつよう 【障害福祉サービス等に係る各種研修の活用】 とどうふけんじっししょうがいふくしとうかかわけんしゅうたけんしゅうしちょうそんしょくいん 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の さんかうむ参加の有無	あり 有	にん 20人
しょうがいしやじりつしえんしんさしあらいとうしんさけっかきょうゆう 【障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有】 しょうがいしやじりつしえんしんさしあらいとうとうしんさけっかぶんせきけっかかつよう 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、 じぎょうしょかんけいじちたいとうきょうゆうたいせいこうちく 事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	けんどううちゅう 検討中	たいせいこうちく 体制構築



みこみりょう サービス見込量

しうがいふくし 障害福祉サービス

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護	157人、3,234時間／月	169人、3,819時間／月	180人、4,428時間／月
②重度訪問介護	43人、6,239時間／月	44人、6,472時間／月	45人、6,710時間／月
③同行援護	75人、2,235時間／月	77人、2,249時間／月	79人、2,670時間／月
④行動援護	1人、86時間／月	2人、172時間／月	3人、258時間／月
⑤重度障害者等包括支援	1人、730時間／月	1人、730時間／月	1人、730時間／月
⑥生活介護	501人、9,669日／月	509人、9,824日／月	517人、9,978日／月
⑦自立訓練 (機能訓練)	6人、87日／月	7人、102日／月	8人、116日／月
⑧自立訓練 (生活訓練)	22人、352日／月	23人、360日／月	23人、360日／月
⑨就労移行支援	149人、2,807日／月	169人、3,255日／月	191人、3,775日／月
⑩就労継続支援 (A型)	76人、1,579日／月	77人、1,599日／月	77人、1,599日／月
⑪就労継続支援 (B型)	395人、6,488日／月	398人、6,531日／月	403人、6,613日／月
⑫就労定着支援	54人／月	56人／月	58人／月
⑬療養介護	32人／月	33人／月	34人／月
⑭短期入所 (福祉型)	126人、1,008日／月	130人、1,041日／月	134人、1,079日／月
⑮短期入所 (医療型)	12人、54日／月	14人、63日／月	16人、72日／月
⑯自立生活援助	1人 [1人]／月	2人 [2人]／月	3人 [2人]／月
⑰共同生活援助	208人 [67人]／月	218人 [70人]／月	228人 [73人]／月
⑱施設入所支援	271人／月	271人／月	271人／月
⑲計画相談支援	4,249人／年	4,586人／年	5,094人／年
⑳地域移行支援	10人 [7人]／月	12人 [9人]／月	14人 [10人]／月
㉑地域定着支援	0人 [0人]／月	0人 [0人]／月	0人 [0人]／月

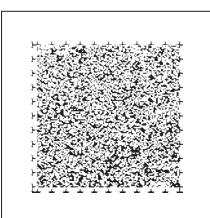
※①～⑯の見込量は年間平均値 ※⑯～⑰の見込量は各年度3月末の数値 [] 内は精神障害者の内数

※⑲の見込量は年間累計値、㉑㉒の見込量は年間平均値 [] 内は精神障害者の内数

しうがいじ 障害児サービス

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	543人、4,344日／月	598人、5,382日／月	657人、6,570日／月
②医療型児童発達支援	8人、67日／月	10人、84日／月	11人、92日／月
③放課後等デイサービス	533人、3,731日／月	587人、4,696日／月	641人、5,769日／月
④保育所等訪問支援	15人、24日／月	20人、31日／月	25人、40日／月
⑤居宅訪問型児童発達支援	1人、10日／月	2人、15日／月	5人、30日／月
⑥障害児計画相談	1,328人／年	1,376人／年	1,408人／年

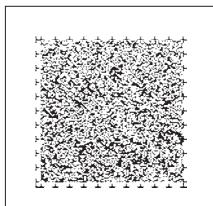
※①～⑤の見込量は年間平均値、⑥の見込量は年間累計値



ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業

サービス名		れいわねndo 令和3年度	れいわねndo 令和4年度	れいわねndo 令和5年度
①理解促進研修・啓発事業	じっしいうむ 実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有
②地域拠点相談支援センター	せっちらう 設置数	しょ 5か所	しょ 5か所	しょ 5か所
③基幹相談支援センター	せっちらう 設置の有無	あり 有	あり 有	あり 有
④基幹相談支援センター等機能強化事業	じっしいうむ 実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有
⑤成年後見制度利用支援事業	ねんかんじづりょうしゃすう 年間実利用者数	にん 8人	にん 9人	にん 10人
⑥成年後見制度法人後見支援事業	じっしいうむ 実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有
⑦意思疎通支援事業				
(手話通訳者派遣事業)	ねんかんりょうけんすう 年間利用件数	けん 822件	けん 844件	けん 867件
(要約筆記者派遣事業)	ねんかんりょうけんすう 年間利用件数	けん 97件	けん 106件	けん 117件
(手話通訳者設置事業)	じっしいうむ 実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有
⑧日常用生活用具給付等事業【全体】	ねんかんきゅうふけんすう 年間給付件数	けん 5,979件	けん 6,065件	けん 6,157件
⑨介護・訓練支援用具	ねんかんきゅうふけんすう 年間給付件数	けん 35件	けん 41件	けん 50件
⑩自立生活支援用具	ねんかんきゅうふけんすう 年間給付件数	けん 44件	けん 47件	けん 50件
⑪在宅療養等支援用具	ねんかんきゅうふけんすう 年間給付件数	けん 45件	けん 46件	けん 47件
⑫情報・意思疎通支援用具	ねんかんきゅうふけんすう 年間給付件数	けん 128件	けん 134件	けん 141件
⑬排泄管理支援用具	ねんかんきゅうふけんすう 年間給付件数	けん 5,724件	けん 5,794件	けん 5,866件
⑭居宅活動動作補助用具(住宅改修費)	ねんかんきゅうふけんすう 年間給付件数	けん 3件	けん 3件	けん 3件
⑮手話奉仕員養成研修事業	けんしゅうしきょうじやすう 研修修了者数	にん 9人	にん 9人	にん 9人
⑯移動支援事業	ねんかんのべりょうしゃすう 年間延利用者数 じかんすう 時間数	にん 1,526人 じかん 19,838時間	にん 1,664人 じかん 24,960時間	にん 1,725人 じかん 29,325時間
⑰地域活動支援センター	せっちらう 設置数 ねんかんのべりょうしゃすう 年間延利用者数	しょ 3か所 にん 11,715人	しょ 3か所 にん 12,669人	しょ 3か所 にん 14,377人
⑱巡回入浴サービス事業	ねんかんりょうけんすう 年間利用件数	けん 1,596件	けん 1,632件	けん 1,668件
⑲日中一時支援事業	ねんかんのべりょうしゃすう 年間延利用者数	にん 8,203人	にん 8,868人	にん 9,534人
⑳障害者世帯ハウスクリーニング事業	ねんかんりょうけんすう 年間利用件数	けん 48件	けん 49件	けん 51件
㉑住宅設備改善費給付事業	ねんかんじっしこすう 年間実施戸数	こ 2戸	こ 3戸	こ 3戸
㉒障害者急救電話通報システム	ねんかんせっちこすう 年間設置戸数	こ 74戸	こ 74戸	こ 75戸
㉓自動車運転免許取得助成	ねんかんじょせいしゃすう 年間助成者数	にん 3人	にん 4人	にん 4人
㉔自動車改造経費助成	ねんかんじょせいしゃすう 年間助成者数	にん 3人	にん 3人	にん 4人

みこりょうねんかんるいきいち
※見込量は年間累計値



計画の推進体制

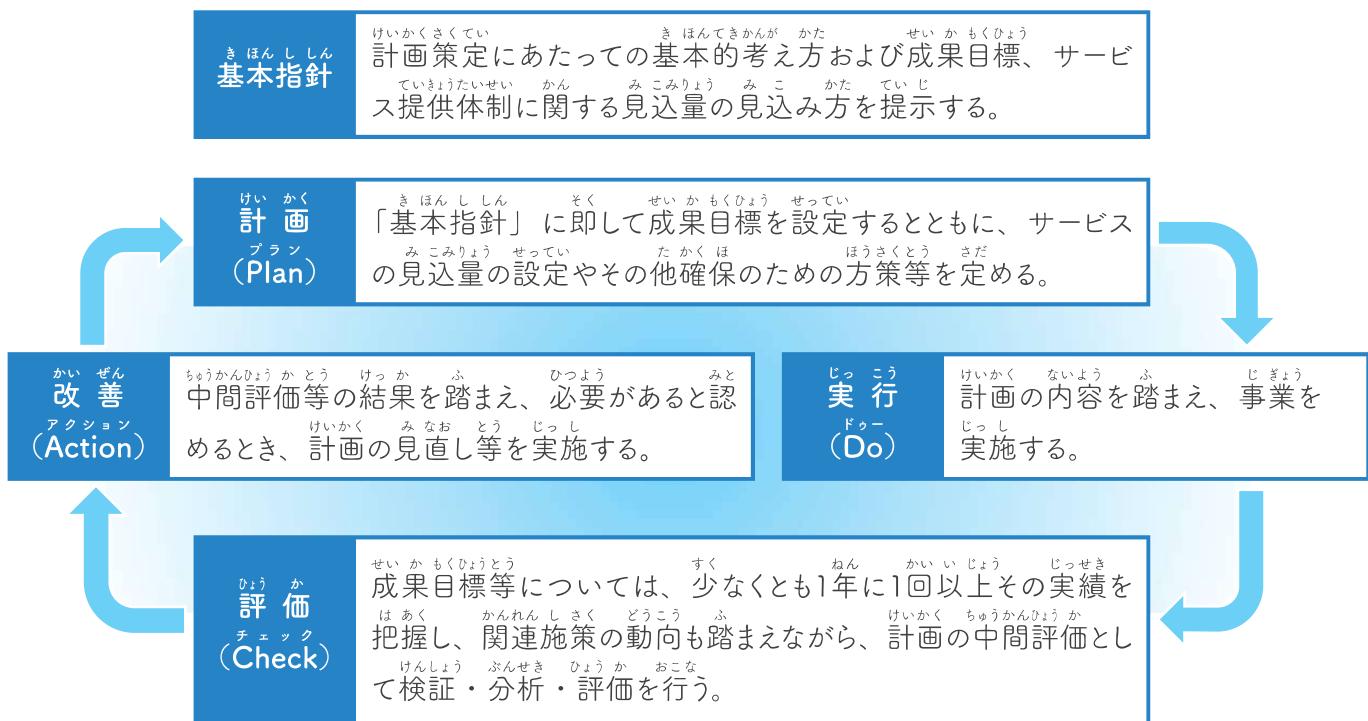
本計画は、障害福祉だけでなく、保健、医療、保育、教育、防災等、広い分野にわたっているため、横断的に取り組みを進めています。

障害者福祉課だけではなく、様々な部局が連携しながら、区全体で施策を推進していきます。

区では、本計画を効果的かつ着実に推進していくため、PDCAサイクルのプロセスに基づき、関係部署と連携しながら適切に進行管理を行っていきます。

また、学識経験者・関係機関・障害者団体・地域住民を委員とした「品川区障害福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の検証および分析・評価を行い、必要に応じて改善・見直しを行っていきます。

PDCAサイクルのプロセス



この計画に関する問い合わせ先

品川区福祉部障害者福祉課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話：03-5742-6762

FAX：03-3775-2000

